

気象等の証明・鑑定を依頼される方へ

【目次】

1. はじめに	1 ページ
2. 証明書・鑑定書のサンプル	2 ページ
3. 証明・鑑定を受けるには	5 ページ
4. 手数料について	7 ページ
5. 証明書・鑑定書の発行について	8 ページ
6. 担当窓口一覧	8 ページ
7. よくあるご質問	12 ページ

1. はじめに

気象庁では、全国の気象官署において、気象業務法に基づき気象等に関する証明書・鑑定書の発行を行っています。

「証明」とは、事実を観測記録から確認すること。

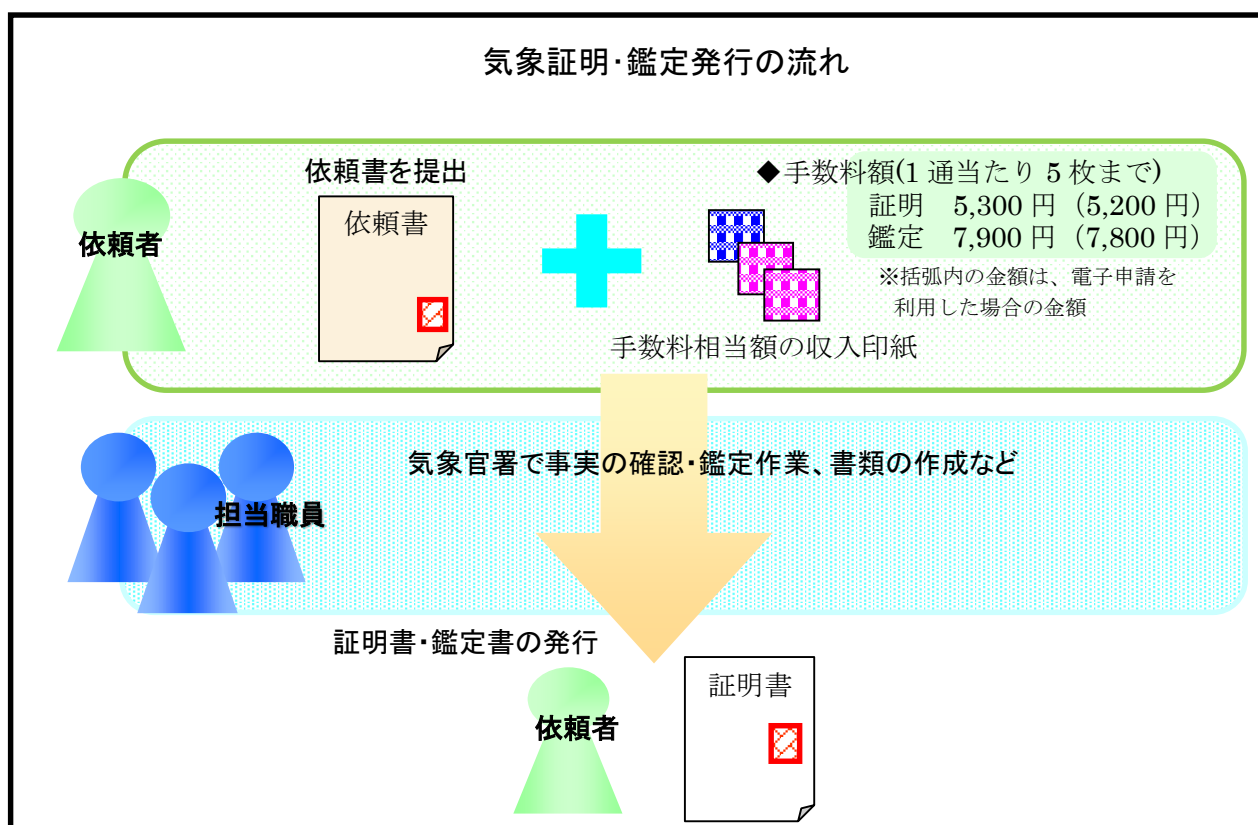
例：平成〇〇年△△月□□日〇〇時の東京都千代田区大手町における気温は△△度である。

「鑑定」とは、各種観測資料をもとに科学的に事実を判断すること。

例：平成〇〇年△△月□□日〇〇時の〇〇町における天気は××だったと推定する。

「奥書証明」とは、依頼書自体に記載された気象現象等の内容について、その事実を観測記録等で確認すること。

地上気象観測は観測記録である地上気象観測日表を証明書として発行します。証明書・鑑定書には、発行官署の公印が押されますので、公文書としてご利用いただけます。



(日表の解説)									
欄の名称	単位	最小位	内容						
観測時刻			日本中央標準時の24時刻による。						
気圧	現地	hPa	0.1 毎正時の現地気圧の値 現地気圧：各気象台、測候所における観測値。						
	海面	hPa	0.1 毎正時の海面気圧の値 海面気圧：現地気圧を平均海面上における値に校正したもの。						
気圧変化	hPa	0.1	3時間前との気圧の差。型については、一般的でないため、説明は省略。						
気温	℃	0.1	毎正時の気温の値。値が0℃未満の場合は「-」の符号を付ける。 観測地点における地上約1.5mの高さの気温を示す。						
露点温度	℃	0.1	毎正時の露点温度の値。値が0℃未満の場合は「-」の符号を付ける。						
蒸気圧	hPa	0.1	毎正時の蒸気圧の値。						
相対湿度	%	1	毎正時の相対湿度の値。						
風向	16方位	毎正時の前10分間の平均風向を英文字号(大文字)で示す。 ただし、風速が0.2m/s以下のときを静穏といい、風向は「-」とする。							
		北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東
		N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE
		南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西
		S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW
風速	m/s	0.1	毎正時の前10分間の平均風速の値						
日照時間	時間(h)	0.1	毎正時の前1時間の日照時間の値。 日照なし及び0.1hに満たない場合は「現象なし(-)」とし、夜間は空欄とする。						
全天日射量	MJ/m ²	0.01	毎正時の前1時間の全天日射量の値(全天日射計設置官署のみ)。夜間は空欄とする。						
降水量	mm	0.5	毎正時の前1時間の降水量の値。 例：12時の降水量とは、11時から12時の1時間に降った降水量である。 降水があっても降水量を0.5とするに足りない場合は、0.0とする。 降水が全くない場合は「現象なし(-)」とする。						
降雪の深さ	cm	1	積雪の深さの前1時間差の値(積雪計設置官署のみ)。						
積雪の深さ	cm	1	毎正時の積雪の深さの値(積雪計設置官署のみ)。						
現在天気			一般的でないため、説明は省略。						
天気			毎正時の天気を記号で示す。記号については以下のとおり。 ☉：晴れ ☁：曇り ∞：煙霧 ☁☁：霧 ●：雨 ✕：雪 ⚡：みぞれ ⚡☁：雷 晴れ及び曇りは気象衛星、日照時間を用いて推定した観測を記号で示したもの。 雷は雷監視システム、気象レーダーを用いて推定した観測を記号で示したもの。						
大気現象			空欄						
視程	km	0.01	水平方向の見通せる距離						
全雲量	10分比	1	空欄						
雲の状態			空欄						
個々の雲			空欄						
記事欄			自動観測による以下の観測記録の記事として記載したもの。 ・視程計、感雨器、温度計、湿度計を用いて以下の観測を記録する。 雨、雪、みぞれ、霧、もや、煙霧 ・雷監視システム、気象レーダーを用いて推定した雷の観測を記録する。 例) 2120 ⚡(S-SE5~10)-2130(E-SE10~15)-2210。 21時20分に南から南東の方向、距離は5から10kmの間で雷を観測。21時30分には、 東から南東の方向、距離は10~15kmの間で雷を観測。22時10分に雷の観測は終了。						
天気概況			昼(6時から18時)または夜(18時から翌日6時)の間の天気の変化状況を簡潔に表現したもの。						

(用いた資料)
地上気象観測原簿
以下余白

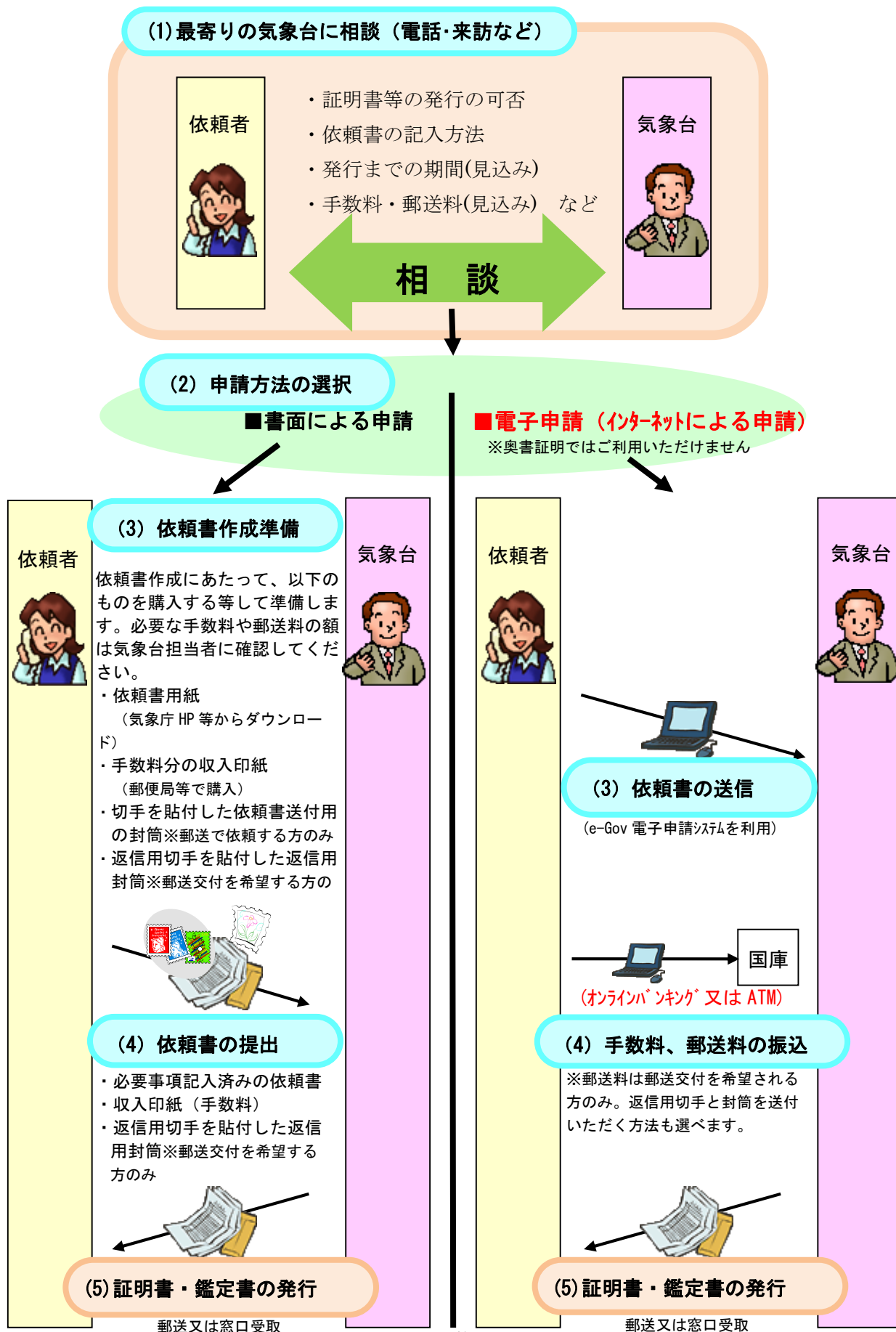
※依頼者ご自身が依頼書に記入した観測値等(資料添付も可)について、その事実が記録と相違ないことを依頼書に奥書する「奥書証明」(おくがきしょうめい)も行っています。

【鑑定書の例】

鑑第1号	鑑 定 書									
気象業務法（昭和27年法律第165号）第35条第1項の規定に基づき、記録により、下記のとおり鑑定する。										
〇〇年〇〇月〇〇日	気象官署 〇〇地方気象台	<div style="border: 2px solid red; display: inline-block; padding: 5px 15px; color: red; font-weight: bold;">公印</div>								
(事実) 〇〇市中央一丁目付近における、〇〇年8月1日16時から18時までの前1時間降水量を下記のとおり推定する。										
記										
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px 5px;">時間</th> <th style="padding: 2px 5px;">16時</th> <th style="padding: 2px 5px;">17時</th> <th style="padding: 2px 5px;">18時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">前1時間降水量 (mm)</td> <td style="padding: 2px 5px;">0～5</td> <td style="padding: 2px 5px;">5～10</td> <td style="padding: 2px 5px;">5～10</td> </tr> </tbody> </table>	時間	16時	17時	18時	前1時間降水量 (mm)	0～5	5～10	5～10		
時間	16時	17時	18時							
前1時間降水量 (mm)	0～5	5～10	5～10							
用いた資料 〇〇資料、××資料、△△資料 以下余白										

3. 証明・鑑定を受けるには

証明書・鑑定書発行までのおおまかな流れは以下のとおりです。



(1) まずは、最寄りの気象台にご相談を

証明書・鑑定書は必ず発行できるものではありません。また、依頼内容によっては、発行まで2か月程度お時間をいただく場合もあります。ですので、まずは最寄りの気象台に電話等でご相談ください（気象台の電話番号は6～9ページ）。

相談内容を伺ったうえで、「証明書・鑑定書の発行は可能か」「発行までの期間（見込み）」「手数料（見込み）」「依頼書の記入方法」などについてお答えします。また、相談内容によっては別の気象台をご紹介します。

(2) 依頼書の提出について

気象台から「証明書・鑑定書の発行が可能」との回答がありましたら、正式に依頼書を提出いただきます。提出方法には、「書面による申請」と「電子申請」があります。

【依頼書(紙)のサンプル】 ※電子申請では同じ項目をWEB上で入力します。

証明、鑑定依頼書

気象業務法（昭和27年法律第165号）第35条第1項の規定に基づく証明（鑑定）を、下記により依頼する。

記

1 証明、鑑定を受けようとする事実

〇〇年〇〇月〇〇日における〇〇地方気象台地上気象観測日表

2 証明、鑑定を受けようとする目的

〇〇に使用するため。

3 証明書等の所要通数

和文 1通

4 証明、鑑定の区別

証明

〇〇年〇〇月〇〇日

依頼者

住所 東京都千代田区大手町1-3-4

氏名 気象太郎

電話番号 03-3212-8341

①書面による申請

依頼書(紙)に必要事項を記入し、担当する気象台に郵送又は訪問し提出いただく方法です。

依頼書には、手数料分の収入印紙（**収入証紙ではありません**）を添えます。また、証明書・鑑定書の郵送を希望される場合には、返信用の切手及び封筒（宛先を記入したもの）も添付します。

②電子申請

依頼者のパソコンからWEB画面上の依頼書に必要事項を入力して送信する方法です（※奥書証明の場合、電子申請はご利用いただけません）。

初めて電子申請を利用する方は、インターネット上で政府の「[e-Gov 電子申請システム](#)」に利用登録を行う必要があります。その後、「[e-Gov 電子申請システム](#)」を使って依頼書を送信します。

なお、電子申請をご利用で、証明書・鑑定書の郵送を希望される場合には、返信用の切手等を送付いただく方法のほか、**郵送料を必要な手数料と合算して、オンラインバンキングやATM（現金自動預け払い機）でお支払いいただくこともできます。**

4. 手数料について

証明書・鑑定書の発行に必要な手数料は以下のとおりです。「書面による申請」と「電子申請」とで若干異なります。

①書面による申請の場合

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 証明書又は奥書証明書（1通当たり）
用紙枚数が1から5枚まで5,300円、6から10枚まで10,600円
(5枚ごとに5,300円が追加となります。)・ 鑑定書（1通当たり）
用紙枚数が1から5枚まで7,900円、6から10枚まで15,800円
(5枚ごとに7,900円が追加となります。) |
|--|

※依頼書に収入印紙を添付する形で納付します。なお、手数料は証明書・鑑定書発行の際に確定しますので、不足する場合は追加納付いただく場合があります。

②電子申請の場合

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 証明書（1通当たり）
用紙枚数が1から5枚まで5,200円、6から10枚まで10,400円
(5枚ごとに5,200円が追加となります。)・ 鑑定書（1通当たり）
用紙枚数が1から5枚まで7,800円、6から10枚まで15,600円
(5枚ごとに7,800円が追加となります。) |
|---|

※確定した手数料は、証明書等発行の際に气象台から通知します。なお、**郵送料の電子納付をご希望される場合は、手数料と郵送料の合計額を通知します。**

5. 証明書・鑑定書の発行について

依頼書の受け付け後、2～3週間程度で証明書・鑑定書を担当気象台の窓口にて発行します。なお、鑑定の場合や依頼内容が多岐にわたる場合は2か月程度かかることもありますので、あらかじめご了承ください。

証明書・鑑定書のお受け取り方法は、「窓口への来訪」又は「郵送」をお選びいただけます。

郵送を希望される場合は、必要な金額の切手を貼った返信用封筒を提出してください。郵送料の目安は、定型郵便料金で25gまでで82円、50gまでで92円ですが、証明書の枚数によって郵送料が変わりますので、提出する前に各官署にお問い合わせ下さい。なお、ご希望に応じて簡易書留等にも対応いたします。

電子申請の場合は、郵送料を手数料と合算してオンラインバンキング等でお支払いいただくこともできます。その場合は気象台が通知する納付額（手数料と郵送料の合計額）をお振り込みいただくこととなりますので、簡易書留等のご希望は申請時に担当者へお伝えください。

6. 担当窓口一覧

札幌管区内

地域名	担当気象台	電話	住所
石狩、空知 後志	札幌管区気象台 業務課	011-611-3217	060-0002 札幌市中央区北2条西18-2
上川、留萌	旭川地方気象台 防災管理官	0166-32-7102	078-8391 旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎
胆振、日高	室蘭地方気象台 防災管理官	0143-22-4249	051-0012 室蘭市山手町2-6-8
根室、釧路 十勝	釧路地方気象台 防災管理官	0154-31-5146	085-8586 釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎
網走	網走地方気象台 防災管理官	0152-43-4349	093-0031 網走市台町2-1-6
宗谷	稚内地方気象台 防災管理官	0162-23-2679	097-0023 稚内市開運2-2-1 稚内港湾合同庁舎
渡島、檜山	函館地方気象台 防災管理官	0138-46-2211	041-0806 函館市美原3-4-4

仙台管区内

県名	担当気象台	電話	
宮城	仙台管区気象台 業務課	022-297-8102	983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎
青森	青森地方気象台 防災管理官	017-741-7413	030-0966 青森市花園1-17-19
岩手	盛岡地方気象台 防災管理官	019-622-7870	020-0821 盛岡市山王町7-60
秋田	秋田地方気象台 防災管理官	018-864-3955	010-0951 秋田市山王7-1-4 秋田第2合同庁舎
山形	山形地方気象台 防災管理官	023-622-0632	990-0041 山形市緑町1-5-77
福島	福島地方気象台 防災管理官	024-534-0321	960-8018 福島市松木町1-9

東京管区内

都県名	担当气象台	電話	
東京	東京管区气象台 業務課	042-497-7182	204-8501 東京都清瀬市中清戸 3-235
茨城	水戸地方气象台 防災管理官	029-224-1106	310-0066 水戸市金町 1-4-6
栃木	宇都宮地方气象台 防災管理官	028-635-7260	320-0845 宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第 2 地方合同庁舎
群馬	前橋地方气象台 防災管理官	027-231-1404	371-0026 前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎
埼玉	熊谷地方气象台 防災管理官	048-521-5858	360-0814 熊谷市桜町 1-6-10
千葉	銚子地方气象台 防災管理官	0479-23-7705	288-0001 銚子市川口町 2-6431 銚子港湾合同庁舎
神奈川	横浜地方气象台 防災管理官	045-621-1999	231-0862 横浜市中区山手町 99
新潟	新潟地方气象台 防災管理官	025-281-5872	950-0954 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館
富山	富山地方气象台 防災管理官	076-432-2331	930-0892 富山市石坂 2415
石川	金沢地方气象台 防災管理官	076-260-1462	920-0024 金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎
福井	福井地方气象台 防災管理官	0776-24-0069	910-0857 福井市豊島 2-5-2
山梨	甲府地方气象台 防災管理官	055-222-9101	400-0035 甲府市飯田 4-7-29
長野	長野地方气象台 防災管理官	026-232-3773	380-0801 長野市箱清水 1-8-18
岐阜	岐阜地方气象台 防災管理官	058-271-4108	500-8484 岐阜市加納二之丸 6
静岡	静岡地方气象台 防災管理官	054-286-3521	422-8006 静岡市駿河区曲金 2-1-5
愛知	名古屋地方气象台 防災管理官	052-751-5124	464-0039 名古屋市千種区日和町 2-18
三重	津地方气象台 防災管理官	059-228-6818	514-0002 津市島崎町 327-2 津第 2 地方合同庁舎

大阪管内

府県名	担当气象台	電話	
大阪	大阪管区气象台 業務課	06-6949-6302	540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館
滋賀	彦根地方气象台 防災管理官	0749-22-6142	522-0068 彦根市城町 2-5-25
京都	京都地方气象台 防災管理官	075-841-3006	604-8482 京都市中京区西ノ京笠殿町 38
兵庫	神戸地方气象台 防災管理官	078-222-8907	651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3 神戸防災合同庁舎
奈良	奈良地方气象台 防災管理官	0742-22-2556	630-8307 奈良市西紀寺町 12-1
和歌山	和歌山地方气象台 防災管理官	073-422-5348	640-8230 和歌山市男野芝丁 4
鳥取	鳥取地方气象台 防災管理官	0857-29-1313	680-0842 鳥取市吉方 109 鳥取第 3 地方合同庁舎
島根	松江地方气象台 防災管理官	0852-22-3784	690-0017 松江市西津田 7-1-11
岡山	岡山地方气象台 防災管理官	086-223-1334	700-0984 岡山市北区桑田町 1-36 岡山地方合同庁舎
広島	広島地方气象台 防災管理官	082-223-3953	730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館
徳島	徳島地方气象台 防災管理官	088-626-0676	770-0864 徳島市大和町 2-3-36
香川	高松地方气象台 防災管理官	087-826-6122	760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館
愛媛	松山地方气象台 防災管理官	089-933-3610	790-0873 松山市北持田町 102
高知	高知地方气象台 防災管理官	088-822-8882	780-0870 高知市本町 4-3-41 高知地方合同庁舎

福岡管区内

県名	担当气象台	電話	
福岡	福岡管区气象台 業務課	092-725-3603	810-0052 福岡市中央区大濠 1-2-36
山口	下関地方气象台 防災管理官	0832-34-4007	750-0025 下関市竹崎町 4-6-1 下関地方合同庁舎
佐賀	佐賀地方气象台 防災管理官	0952-32-7026	840-0801 佐賀市駅前中央 3-3-20 佐賀第2合同庁舎
熊本	熊本地方气象台 防災管理官	096-324-3283	860-0047 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎
大分	大分地方气象台 防災管理官	097-532-0644	870-0023 大分市長浜町 3-1-38
宮崎	宮崎地方气象台 防災管理官	0985-25-4032	880-0032 宮崎市霧島 5-1-4
鹿児島	鹿児島地方气象台 防災管理官	099-250-9919	890-0068 鹿児島市東郡元町 4-1 鹿児島第2地方合同庁舎
長崎	長崎地方气象台 防災管理官	095-811-4862	850-0931 長崎市南山手町 11-51

沖縄管内

地域名	担当气象台	電話	
沖縄	沖縄气象台 業務課	098-833-4283	900-8517 那覇市樋川 1-15-15 那覇第1地方合同庁舎
宮古	宮古島地方气象台 防災管理官	0980-72-3054	906-0013 宮古島市平良字下里 1020-7
八重山	石垣島地方气象台 防災管理官	0980-82-2157	907-0004 石垣市字登野城 428
大東島	南大東島地方气象台 観測予報管理官	09802-2-2006	901-3805 沖縄県島尻郡南大東村字在所 306

7. よくあるご質問

皆様から多く寄せられるご質問にお答えします。

Q：証明書と鑑定書はどう違うのですか？

A：証明とは、依頼を受けたその事実を観測記録から確認すること、鑑定とは各種観測資料をもとに科学的に事実を判断することをいいます。つまり証明書は観測記録そのもの、あるいは観測記録を記載したのですが、鑑定書は各種観測資料から科学的に推定・判断した結果を記載したものとなります。

証明書は通常2～3週間程度で発行できますが、鑑定書や依頼内容が多岐にわたる場合は2ヶ月以上かかることもありますのであらかじめご了承ください。

Q：証明書・鑑定書は必ず発行してもらえますか？

A：例えば、観測点のない場所での降水量を証明して欲しいといった依頼にはお答えできません。証明書や鑑定書の発行が可能であるか、申請する前に必ず最寄りの気象台にご相談ください。

Q：証明書・鑑定書は気象台に行けばすぐ発行してもらえますか？

A：申し訳ございませんが、発行まで「証明書」は通常2～3週間程度、「鑑定書」は場合によっては2か月程度を要しますので、その場で発行することはできません。その場で観測記録を閲覧することは可能です。また、観測記録は気象庁ホームページの[過去の気象データ検索ページ](#)でもご覧いただけます。

Q：証明書・鑑定書は気象台に行かないと申請・発行してもらえませんか？

A：申請は窓口、郵送、電子申請が可能です。発行は郵送もしくは窓口での受け取りになります。

Q：1枚の依頼書で証明・奥書証明・鑑定を一緒に依頼することはできますか？

A：申し訳ございませんができません。それぞれに依頼書を提出していただくことになります。手数料も各依頼書に対して独立して算出されます。

Q：手数料の算出方法がよく分かりません。

A：手数料は証明書・鑑定書1通当たりの用紙枚数で決まります。具体例は以下のとおりです。

証明書の手数料例（書面による申請の場合）

1通当たりの用紙枚数	必要な通数	手数料額
1～5枚	1通	5,300円×1通=5,300円
6～10枚	1通	(5,300円+5,300円)×1通=10,600円
11～15枚	1通	(5,300円+5,300円+5,300円)×1通=15,900円
1～5枚	2通	5,300円×2通=10,600円
6～10枚	2通	(5,300円+5,300円)×2通=21,200円
11～15枚	2通	(5,300円+5,300円+5,300円)×2通=31,800円

Q：2通の証明を申請し、合計枚数は2枚でした。この場合、手数料は5,300円ですか？

A：手数料は証明書・鑑定書1通当たりの用紙枚数で決まるため、この場合は1通（5枚まで）5,300円×2通＝10,600円となります。

Q：雷に関する気象証明とはどのようなものですか？

A：気象庁で雷に関して証明できる内容は以下の2点です。

- (1) 雷に関する観測を記録した地上気象観測日表（気象官署における雷電、雷鳴、電光の観測記録（雷鳴、電光は観測者を配置している官署に限る））
- (2) 気象官署で発表した雷注意報の発表状況（雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表するものです。その地域において雷が発生しやすい気象条件が予想されていたということ）

気象庁には、「〇月〇日の落雷で電化製品が壊れたので、保険請求のため落雷証明が欲しい。」等の問い合わせが寄せられますが、落雷証明、罹（り）災証明は発行しておりませんので、あらかじめご了承ください。

なお、民間気象会社の中には落雷証明書の発行サービス（有料）を行っているところがあります（インターネットの検索サイトで「落雷証明」等のキーワードで検索できます）。

Q：雷に関する証明書は必ず発行してもらえますか？

A：その日に雷を観測していない、雷注意報を発表していない場合には、証明書を発行することができません。申請する前に必ず最寄りの気象台にご相談下さい。

Q：雷の観測記録をホームページで確認することはできますか？

A：雷の観測記録は気象庁ホームページでも確認できます。また、保険会社によっては気象証明は必要なく、気象庁ホームページの観測記録を印刷したものでも差し支えないという場合もあります。まずは保険会社にご確認下さい。

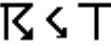
雷の観測記録の確認方法

気象庁ホームページの以下のURLにアクセス

ホーム > 各種データ・資料 > 過去の気象データ検索

過去の気象データ検索（<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>）

1. 「地点の選択」で都道府県と地点（気象官署）を選択、「年月日の選択」から日付を選択後「データの種類」で1時間ごとの値を表示します。

2. ページ下部の「記事」をいう枠内に  の記号があった場合、雷を観測しています。

記事欄の読み方は、同ページ下部にある記事欄の記号の説明をご覧ください。「大気現象記号表」、「記事欄で使用している現象の強度」の電光、雷鳴、雷電、「記事欄の記入例」の例8を参照ください。

Q：雷の観測記録をまとめた印刷物はありますか？

A：気象台で閲覧することができます。最寄りの気象台までお問い合わせください。

Q：雷注意報が発表されていたかどうか気象庁ホームページで確認できますか？

A：申し訳ございませんが、気象庁ホームページには過去の警報・注意表の履歴は掲載しておりません。最寄りの気象台までお問い合わせください。

Q：申請の仕方がよくわかりません。どこに問い合わせれば良いですか？

A：不明な点がございましたら、最寄りの気象台もしくは気象庁広報室（03-3212-8341）までお問い合わせください。

Q：電子申請とは？

A：電子申請とは、インターネットを使ってパソコン上で行う申請のことです。初めて電子申請を行う場合は、[「国土交通省オンライン申請システム」](#)及び政府の[「e-Gov 電子申請システム」](#)の双方が利用できるよう、利用者登録が必要となります。

Q：電子申請では、発行手続きまでの全過程をインターネット上でできますか？

A：申し訳ございませんが、電子申請の場合も、気象証明書・鑑定書の電子的な発行はできません。従前どおり、証明書・鑑定書は紙媒体での発行となり、郵送又は窓口にて直接手渡しとなります。しかし、手数料と証明書返送にかかる郵送料は合算してインターネット上（オンラインバンキング）でお支払いいただけますので、気象官署に出向いたり収入印紙を購入することなく、証明書等を入手することができます。

Q：電子申請の手数料は、書面による申請と同じですか？

A：証明・鑑定ともに、電子申請の方が1通5枚までにつき100円ずつ安くなります。

Q：電子申請を行う場合、提出窓口（局、部支局）がわかりません。

A：電子申請の場合も、まずは最寄りの気象台もしくは気象庁広報室（03-3212-8341）までお問い合わせください。